

# 鳥取縣公報

昭和十五年五月十七日  
第一千三百三十一號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A<sup>5</sup>判

## 告示

◇鳥取縣告示第三百五十四號  
米子財務出張所管内ニ於テ左記ノ者縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證券ヲ返納セリ  
昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

區分	番號	返納年月日	所屬應	職名	氏名
縣稅檢査章	六四	昭和十五年五月四日	米子財務出張所	縣書記	平野 勘一郎
縣稅滯納者 財產差押證券	六四 同		同	同	同

◇鳥取縣告示第三百五十五號

昭和三年四月鳥取縣告示第一百十二號縣本金庫及縣支金庫ノ名稱、位置、出納區域並金庫事務取扱者ヲ左ノ通改正シ昭和十五年度分ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見

喬 雄

名稱	位置	出納區域	金庫事務取扱
鳥取縣本金庫	鳥取市西町	鳥取市 岩美郡ノ内倉田村、米里村、津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅村、福部村、氣高郡ノ内、神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊實村、松保村、千代水村、湖山村、吉岡村、大郷村	株式會社日本勸業銀行鳥取支店
岩美支金庫	岩美郡岩井町	岩美郡ノ内、蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、田後村、網代村、大岩村	株式會社松江銀行岩井支店
濱村支金庫	氣高郡正條村	氣高郡ノ内、末恒村、寶木村、酒津村、瑞穂村、鹿野町、勝谷村、逢坂村、小鷺河村、正條村、青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村	株式會社米子銀行濱村支店
郡家支金庫	八頭郡賀茂村	八頭郡ノ内、賀茂村、國中村、船岡村、大伊村、國英村、河原町、八上村、西郷村、散岐村、大御門村、準村、安部村、上私都村、中私都村、下私都村、大村、用瀬町、佐治村	株式會社松江銀行郡家支店
智頭支金庫	八頭郡智頭町	八頭郡ノ内、社村、智頭町、山郷村	株式會社松江銀行智頭支店
若櫻支金庫	八頭郡若櫻町	八頭郡ノ内、八東村、丹比村、若櫻町、池田村	株式會社松江銀行若櫻支店

00197

倉吉支金庫	東伯郡倉吉町	東伯郡ノ内、西郷村、日下村、長灘村、淺津村、橋津村、宇野村、泊村、舍人村、東郷村、松崎村、花見村、小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、竹田村、倉吉町、小鴨村、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、下北條村、中北條村、上北條村、社村、灘手村	株式會社米子銀行倉吉支店
八橋支金庫	東伯郡八橋町	東伯郡ノ内、築村、大誠村、由良町、逢東村、市勢村、伊勢崎村、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町、赤崎町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村	株式會社松江銀行八橋支店
御來屋支金庫	西伯郡御來屋町	西伯郡ノ内、淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村、庄内村、名和村、御來屋町、光徳村、逢坂村	株式會社米子銀行御來屋支店
米子支金庫	米子市東倉吉町	米子市 西伯郡ノ内、彦名村、崎津村、和田村、富益村、夜見村、成實村、尚徳村、五千石村、幡郷村、大幡村、縣村、春日村、大高村、巖村、日吉津村、大和村	株式會社米子銀行
境支金庫	西伯郡境町	西伯郡ノ内、渡村、外江村、境町、上道村、餘子村、中濱村、大篠津村	株式會社米子銀行境支店
法勝寺支金庫	西伯郡法勝寺村	西伯郡ノ内、法勝寺村、上長田村、東長田村、賀野村、手間村、天津村、大國村	株式會社松江銀行法勝寺支店
根雨支金庫	日野郡根雨町	日野郡ノ内、日野村、根雨町、神奈川村、江尾村、米澤村、日光村	株式會社松江銀行根雨支店

黒坂支金庫	日野郡黒坂町	日野郡ノ内、黒坂町、大宮村、石見村	株式會社米子銀行黒坂支店
矢戸支金庫	日野郡日野上村	日野郡ノ内、阿毘縁村、山上村、多里村、日野上村、福榮村	株式會社米子銀行矢戸支店

備考

收支命令者ハ事宜ニ依リ他ノ縣金庫ヲ支拂場所ニ指定スルコトヲ得

鳥取縣告示第三百五十六號  
產婆名簿登錄並訂正者左ノ如シ

昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

本籍 住所 共鳥取縣東伯郡山守村大字明高二四九番地

昭和十五年五月六日 第八一八號 登錄 田 中 千 鶴 子

住所 鳥取縣米子市富士見町一丁目四〇番地

大正八年拾月拾五日生

昭和十五年四月二十日附住所並開業地移轉ニ依リ產婆名簿訂正方出願ニ對シ昭和十五年五月六日訂正

元 錄 ハ ル 子

住所 鳥取縣岩美郡岩井町大字岩井五五一番地

鳥取縣告示第三百五十七號

日野郡醫師會事務所ヲ左ノ通り變更セリ

昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 事務所々在地

日野郡溝口町大字溝口六九七番地池田醫院内

一 變更年月日

昭和十五年四月十五日

鳥取縣告示第三百五十八號

大正八年二月鳥取縣告示第三十四號鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一條 鳥取縣蠶業試驗場ニ於テ蠶業ニ關スル學理及技術ヲ授ケ心身ヲ鍛鍊シ德性ヲ涵養シ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ講習生及研究生ヲ入學セシム

第八條 講習科目中學科ノ末尾ニ左記科目ヲ追加ス

修身及公民科  
普通學科  
教練科

◆鳥取縣告示第二百五十九號  
氣高郡吉岡村洞谷耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百六十號  
氣高郡寶木村耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百六十一號  
氣高郡吉岡村双六原耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百六十二號  
氣高郡吉岡村矢矯第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百六十三號  
氣高郡大郷村大畑耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百六十四號  
氣高郡寶木村第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百六十五號  
日野郡二部村大字二部宿耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ  
昭和十五年五月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

正 誤

昭和十五年四月三十日鳥取縣公報號外鳥取縣訓令甲第十四號中左ノ通正誤ス

頁	行	正	誤
一	七	技術統計實地調査	技術實地調査
一	八	同施行規則(以下規則ト稱ス)	同施行規則、(以下規則ト稱ス)
二	三	内申	報告
二	七	技術者	技術員
三	六	勞働及技術副調査員	技術副調査員
三	八	擔當事業體ノ名	擔當事業團體ノ名

三頁枠ノ内四段ノ括弧ヲ左ノ如ク改ム

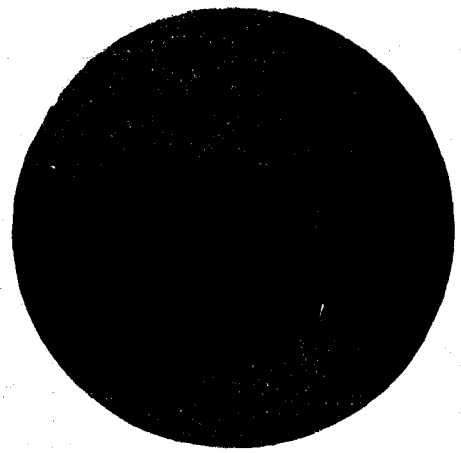
何鐵工所 三  
何土石採取所 七  
何運送店 六  
何汽船運輸所 五

一町書記

昭和十五年五月十四日鳥取縣公報第千三百三十號鳥取縣告示第三百四十一號ノ變更月日「昭和十五年四月十四日」ヲ「昭和十五年五月十四日」ニ改ム

彙報 第五十四號

事變特報



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

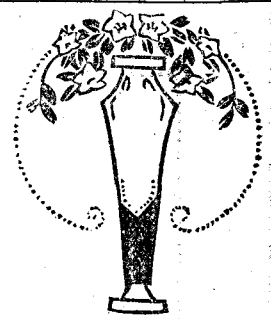
00204

### 目 次

- 市町村義務教育費國庫負擔法の改正……………(學務課)一二頁
- 商業小組合制度……………(商工課)一三頁
- 昭和十五年本縣増産計畫(一)……………(農産課)一四頁
- 新年度の國民貯蓄に就て……………國民貯蓄獎勵局長 木内四郎 一九頁
- 集團勤勞作業に依る飼料増産……………(農産課)二一頁
- 農業關係勞務者協定貸金に就て……………(保安課)二三頁
- 米に對する認識を改めやう……………(農産課)二三頁
- 農村勞力の減少と作業法式の合理化……………(農産課)二四頁
- 筒袖、モンベの合理化を圖れ……………(時局課)二七頁
- 本縣送出開拓民の入植場所とその狀況……………(社會課)二八頁
- 甘藷と馬鈴薯の病虫害防除……………(農産課)三一頁
- 滿洲開拓民第九次早期本隊員募集……………(社會課)三二頁
- 文部省推薦映畫……………(社會教育課)三三頁

熱金貯ぶ結へ後銃ものもはつ

00205



## 市町村義務教育費 國庫負擔法の改正

### △小學校教育費の國庫負擔

市町村立小學校教員の俸給は、他の小學校教育費とともに學制頒布以來原則として市町村の負擔とせられ、斷續的ではあつたが、國及び道府縣がその助成の途を講じてゐたのでありました。

しかし追々小學校の教育が時勢の進運につれて内容や規模が飛躍的に發達するに従つて、その經費も非常にたくさん要するやうになりました。市町村の財政に與へる重壓は年と共に加はり、ことに明治三十三年の小學校令の改正や、同四十四年の義務教育の年限延長等によつてこの傾

きは、深刻化してまひりました。従つて小學校教育費の國庫助成の強化を要望されるに至りました。大正六年の第三十九回帝國議會には小學校教育費國庫補助に關する建議案並びに法律案が提出せられ、翌年の第四十回帝國議會にはその協賛を得て「市町村義務教育費國庫負擔法」が制定されるに至つたのであります。

かくて小學校教員俸給について國庫及び市町村の連帶支辨制度が確立せられて、小學校教育の改善振興及び市町村負擔軽減に寄與するところが非常に大きかつたのであります。

### △國庫負擔法の改正

然るに教育の普及向上と、時勢の進運に伴ひまして、この制度でもなほ小學校教育費の市町村財政に及ぼす重壓は依然としてやまず、且つ教育上に及ぼす不利不便を生ずる情勢も亦依然として變らないので、政府では今回中央地方を通ずる税制改正の斷行に當り、市町村立小學校教員の俸給を市町村の負擔から道府縣の負擔に

00206

移し、且つ義務教育費國庫負擔金は從來の定額支出の制を改めて尋常小學校教員俸給の定率二分の一支出の制をとることとし、尙小學校教員の赴任旅費を道府縣の負擔とすることに改正されたのであります。

△改正に伴ふ注意事項

この改正に伴ふ一般的な注意事項を左に記します。

- 1 この制度の實施によつて教員俸給が道府縣の支辨となつたのでありますけれども、教員と市町村當局乃至市町村民とは更に一層融和提携して教育の振作更張に努めなければなりません
- 2 町村立小學校教員の異動並びに配置に關しては、町村の實情を慎重に考慮して一層適正を期する筈です。
- 3 市町村が負擔する市町村立小學校教員の諸給與(赴任旅費以外の旅費、慰勞金、死亡賜金住宅料、賄料、疾病療治料、臨時手當等)に付ては從來より低下せしめないことは勿論、この際相當の改善向上を計らねばなりません。

4 學級の自然増加を從來よりも抑制しないことは勿論、從來市町村に於て教育上不適當な學級編制をしてゐたものは成るべく之を改善し、教員の自然増加についても充分考慮を要します

5 市町村立尋常高等小學校では、毎週教授時間割が教員區分の基準として重要なものでありますから、各學校に於ける各學級毎の毎週教授時間割(編成年月日、並びに當該學級擔任以外の教員の受持つ科目については其の教科目の下に姓名を夫々明記)を道府縣に取纏め整備することになつてゐます。學校長に於て之が變更を爲した場合には其の變更年月日を具して遲滞なく報告を要します。

6 現役小學校教員の俸給は、規定給與額全部を國庫で負擔されます。

7 教員恩給納金の從來市町村負擔であつた分は國庫で負擔されることになつてゐます。

8 從來特別市町村として認定し、これに國庫支出金を増額交付されてゐた方法は今回の改正に依つて廢止されてゐます。

00207



商業小組合制度

商業組合法の改正

疲弊困憊の極にあつた中小商工業者を匡救し其の更生を圖るため、昭和七年に商業組合法が制定されてから七年有半になるが、其の後極めて順調な發達を遂げ、今日では設立認可の組合數も六千三百を越へ、組合員數も全國商業者二百萬の四分の一即ち五十萬に達し、各地方々々で商業界の發展に少からぬ寄與をしてゐる。

殊に今次事變勃發後は重要物資の配給機關として、將又物價統制協力機關として統制經濟上に重要な役割を果すやうになつて來た。其處で組合事業の擴充と統制商業組合制度の確立とを圖るため、一昨年議會に於て商業組合法が改正せられたのであつた。

併し現在の制度を利用する域に達しない極めて小さな商業者が尙多數にあり、又現在の商業組合が物資、物價の統制上に重要な位置を占めるやうになつて來たことに鑑み、其の監督取締を強化せねばならぬ必要に迫られて來たので、之等の事情に即應するため今度第二回の改正が行はれたのである。

それは商業組合とは別個に商業小組合制度が設けられたのであつて、之は原則として營業に投下されてゐる固定資本、流動資本の總額が三千圓に達しない小商業者の氣の合つた者が寄り集つて組織するもので、組合員の數も共同經營に便利なやうに原則として十名以内とされて居り、又商業組合のやうに一定の組織地域と云ふものは定められてゐない。

商業小組合の事業は商業組合のやうに營業の統制等はやらす、専ら仕入、保管、運搬、販賣等を共同事業に依つて弱小商業者の共同經營を圖るのである。

尙ほ此の組合には法人格を與へ、小組合は小

00208

組合として商業組合に加入することが出来るし商業組合に加入した場合には、小組合の組合員は商業組合に加入出来ないこととして二重加入の弊害を防いでゐる。又行政官廳は商業小組合に對して一定の商業組合を指定し、之に加入すべきことを命じ得ることになつて居る。

此の小組合制度は工業小組合制度と全く其の精神を一にしてゐるのであつて、之が圓滑に實施されれば弱小商業者の更生を圖ることが出来る。又最近の物資、物價の統制も小商業者の一人一人を對象とせず、小組合を對象とすることになれば其の運行も極めて圓滿敏速に行はれ得ることになるのである。

商業組合に對する監督取締強化の點に付ては特別の事情がある場合行政官廳は統制事業を行ふ組合の定款や營業統制規程の變更を命ずることが出来る。又行政官廳が監督上特に必要ありと認められた時は商業組合の役員を選任又は解任することが出来るし、更に又商業組合中央會に商業組合監督員を置いて、所屬の組合と聯合會の

自治監督を行ふことが出来る。

定款と統制規程の變更と役員を選任解任は工業組合法でも既に實施してゐるが、自治監督は今度初めて設けられたものであつて、戦時經濟統制下の組合事業の監督取締は斯くして強化されたのである。

以上の改正法律は七月一日から實施される豫定になつてゐる。

× × ×



### 昭和十五年度 本縣増産計畫

【二】

#### (二) 水陸稻耕種改善施設 △地域別耕種改善規程

水陸稻地域別耕種改善規程は昭和十四年度か

00209

ら設定し、水稻に於ては二十地區、陸稻は三地區に分類して更に郡・市町村及部落單位に順次決定して増産遂行を期したのであるが、本年度に於ては更に改善すべき重點を明確にして、部落別耕種改善規程を設定して之が普及徹底並に實行を促進せしめることになつた。

この耕種改善規程の設定に關しては前年と同様に、縣郡及び市町村の委員に於て順次に審議決定した上、最終の部落別耕種改善規程に於ては縣下總ての部落の農家が、其のまま適用し得べき改善耕種法を定めるものであつて、其の適否は眞に直接事變下の國家食糧政策並びに農家の經濟に甚大な影響を及ぼすものである。幸にして各位の協力により間然する所なき規程が設定せられ、而もそれがよく實行せられたならば必ずや國家の農産物増産政策の實が擧がつて、常に銚後農村の人々がその本分を盡すことが出来るばかりでなく、縣下農業技術者としても國家の期待に應へ得るわけである。

従つて縣下農業關係者は總動員により全力を

舉げて之が遂行に當らねばならないのであるが之が設定並びに實施の促進に關しては左記の方法に依る筈である。

#### 一) 耕種改善規程設定方法

1 郡の委員會に附議すべき町村別耕種改善規程は縣の委員會で案を樹て、所在の農事試験場、場々場、農産物検査所出張所等の關係者間で豫め審議を遂げて置く。

2 郡の耕種改善規程設定に關する委員には郡滞在農業技術員、郡農會技術員、農産物検査所出張所職員等の外町村農會技術員若干名を加へ、又篤農家をも加へる。

3 郡の委員會には縣廳、農事試験場、縣農會より當該技術者が參畫する。

4 市町村の委員會に附議すべき部落別耕種改善規程は郡の委員會へ市に在りては縣の委員會に於て決定した改善規程に基き、市町村農會に於て案を樹て、青年學校教職員、農産物検査員、産業組合職員等の關係者間に於て豫め審議を遂げて置く。



5 市町村の規程設定に關する委員には市町村農會技術員、青年學校教職員、農產物検査員、産業組合職員、農事實行組合員に篤農家等を加へる。

6 町村の委員會には郡農會技術員を參畫せしめる。

(二) 耕種改善規程實施促進方法

1 縣及び關係機關並に各團體等を動員して米穀増産實踐に關する一大運動を展開し、營業者の自奮を促す

2 縣及び關係機關並に各種關係の係員を以て指導班を組織し、地域を分擔して指導の萬全を期す。

3 市町村又は同農會技術員、青年學校教職員、篤農家等を指導員に囑託して指導の萬全を期す。

4 部落別耕種改善規程を印刷して各農家に配付する。

5 指導者に對しては別に補足的説明書のやうなものを配付する。

6 特に注意を喚起する必要がある事項については一枚刷として機に臨みて之を配付して其の實行を促す。

7 縣主催を以て指導者たるべき者に對する講習會又は講話會を開催する。

8 郡市農會の主催を以て市町村毎に講習會又は講話會を開催する。

9 町村農會に於て各部落毎に座談會を開催し、毎戸全員出席せしめて其の普及徹底を期すると共に之が勵行の申合をする。

10 必要に應じて實地指導を行ふ。

△耕種改善實踐獎勵施設

米穀の生産維持並に増産を圖るためには、前述の如く部落別耕種改善規程を設定して之が徹底的な獎勵をすることとなつたのであるが、昭和十五年度に於ては耕種改善實踐獎勵施設として次の如く施行することとなつた。之が實施に當つては町村農會や實行組合其の他各關係方面の協力と相俟つて農行當事者の充分な徹底自覺により、米穀増産の實を擧げること努められ

たいものである。

一 苗代揚床播折裏表苗代等の改良苗代による育苗方法の傳習及び實地指導

縣下十三ヶ所に於て傳習會並に實地指導を行ふ。

經費 六五〇圓 會場費 一ヶ所 五〇圓の豫定

二 苗代批評會の開催助成

郡市農會に於て市町村に於ける苗代批評會を開催し、部落間の改良實踐狀況を相互に批判して之が改善に資する。

經費 一、六六〇圓 一ヶ市町村一回 一〇〇圓 一六六ヶ町村

三 稻立毛批評會の開催助成

經費 三、三二〇圓 一ヶ町村一回 一〇〇圓

二回分 二〇圓 一六六ヶ市町村

四 耕種改善實踐成績連續競進會の開催助成

市町村農會をして農事實行組合を單位とする競進會を開催せしめ、其の賞與費を助成すると共に特に成績優良なる十五ヶ市町村を選び、縣に於て表彰する。

開催市町村數 一六六ヶ市町村

審査 部落別の耕種改善規程を標準とし、苗代及び本田に於て其の實踐成績を審査する。

各市町村に於ける審査は市町村農會技術員、青年學校教職員、農產物検査員が之に當り、最終の審査に當つては郡農會技術員が參與する。

尚各郡農會をして成績の特に優秀な四ヶ町村、計二十四ヶ町村を選び、縣に於て市部の成績と共に再審査の上表彰すべき市町村農會を決定する。

經費 五、四三〇圓

賞與費 一市町村當 三〇圓(一等一〇圓

一點、二等 五圓四點、三等三圓一〇點、

計六〇圓の二分一補助) 一六六ヶ市町村の

縣に於ける表彰費 一市町村農會當三〇圓

一五ヶ市町村 四五〇圓

五 耕種改善實地指導地の設置

市町村農會をして農事實行組合に五反歩以上の耕種改善實地指導地を設置せしめ、その地方に於ける耕種改善の中心たらしめようとする

00212

るものであつて、耕種改善設計はその部落に於ける耕種改善規程による。  
經費 三、九〇〇圓(反當五圓 一ヶ所平均五反歩二五圓 一五六ヶ所)

六 耕種改善實行督勵委員の設置並に活動促進施設の助成

各市町村に實行督勵委員を設置し、且つ之が活動を促進するため實行督勵委員の講習協議會を開催しようとするものである。

委員數 八三〇名 一市町村平均五名 一六六ヶ市町村

選任方法 各市町村農會の内申に基き、縣に於て之を任命する。

講習協議會 二回開催し指示協議並に講習を行ふ。

經費 四、九五〇圓

實行督勵委員手當 四、一五〇圓(一人五圓 八三〇名)

講習協議會開催助成費 八〇〇圓(一郡市一回五〇圓 二回分 一〇〇圓 八郡市分)

七 水稻多收品種種子購入助成

昭和十五年度水稻多收品種の増殖を圖り増産の目的を達するため水稻農林十三號の種子を購入するものに對して助成金を交付する。

經費 三、二〇〇圓(種苗購入費の三分の二以内反當四十錢限度、反當四升播八〇〇町歩)

八 螟蟲捕蛾採卵買上助成

郡市農會等に於て捕蛾(誘蛾燈のものを除く)及び採卵を奨勵し之が買上を行ふものに對して助成するものである。

經費 二、二〇〇圓(捕蛾 一〇〇匹に付二錢以内 採卵 一〇〇卵塊に付一錢五厘以内)

九 稻苞蟲防除助成

稻苞蟲の防除を行ふものに、藥劑購入費に對して助成する。

經費 一、三九〇圓(四一〇町歩分 反當藥劑費の四分の一以内 三十五錢以内)

× × ×

00213



### 新年度の國民

### 貯蓄に就て

國民貯蓄獎勵局長 木内 四郎

#### □前年度の實績

昭和十三年度は國債消化資金五十億圓、生産擴充資金三十億圓、合計八十億圓を目標としたのであるけれども、實績は七十三億三千餘萬圓の貯蓄増加であつて遂に目標額に到達しなかつたが、昨年度は國債消化資金六十億圓、生産力擴充資金四十億圓、合計百億圓の目標額に對し三月末までに百億圓を突破してゐる。  
かくの如く國民貯蓄獎勵運動開始以來貯蓄の

増加は、金額に關する限り大體順調な狀況を示して來たのであるが、本年度に於ても國債發行豫定額は引續き巨額に達し、その消化はますます重要性を加へてゐるのみならず、生産力擴充資金もまた多額に上り、その圓滑なる供給を確保しなければならぬのである。

また一方國內經濟情勢、歐洲動亂と國際情勢の複雑化によつて物資の供給は樂觀を許さないものがあるのに對し、歳出豫算の増大により民間に撒布せらるべき資金はさらに多きを加へる見込であるから、この情勢の下にあつて通貨の膨脹を抑制し、物資需給の適合を計り、物價騰貴を抑制するためには、一層貯蓄獎勵に努め、特に一般購買力の吸収に力を注がなければならぬのである。

#### □新目標は百貳拾億圓

右の事態に鑑み國民貯蓄獎勵委員會に諮問した結果、昭和十五年度においては國債消化資金六十億圓、日滿支を通ずる生産力擴充資金少くも四十億圓、合計百億圓の所要資金のほかさら

00214

に約二十億圓を見込んで合計百二十億圓を國民貯蓄増加の新目標とすることにしたのである。從來と異り所要資金のほか別に二十億圓を附加したことは本年度目標額決定の特色と見るべきものである。即ちこれによつて一層浮動資金を吸収し、一般購買力を抑制せんとするのである。かくて集積する二十億圓の一部は生産擴充資金が足らぬ場合にはこれを補ふために使ひ、また一部は出来るならば事變勃發以來増加して來た日本銀行の手持國債の消化にも充てることになつたのである。

しからばこの目標額到達のために本年度は如何なる方策を實施するかについては、これまた四月四日の國民貯蓄獎勵委員會で答申された「昭和十五年國民貯蓄獎勵要綱」によつて、一昨年來實施して來た各種の方策を繼續實施するとともに、本年度は特に左の諸點に置き、特別の考慮を拂ふことになつたのである。

□個別目標額の設定

貯蓄獎勵の趣旨は一昨年來相當普及して來て

ゐるやうに思はれるが實行が未だこれに伴はぬ向が相當あるやうである。即ち今や實行を一段と強化すべき段階に入つたものと思はれるので、今後も宣傳を繼續することは勿論であるが、本年度は特に個別的指導に力を注いで行きたいと思ふ。

このためには道府縣は勿論、各團體の一層力強い協力を得て具體的方法を講じ、町内會、部落常會その他各種團體の實踐的組織を活用して各人々々の貯蓄實行の徹底を期したいと思ふ。しかして個別的實行促進の手段として、それぞれ個々の目標額を定めてその達成に邁進するのが最も効果的であると思はれるので、なるべく細かく目標額を定めて貰ふことにしたのである。これは考へ方によつて目標額の割當と見てよいかも知れぬ。

即ち各道府縣はその地方の収入状況、その他經濟力に應じかつ前年度の貯蓄実績にかんがみ出来るだけ大きい貯蓄増加目標額を定め、また管内組合貯蓄増加の目標額を定めてその達成

00215

に努めて貰ふのである。

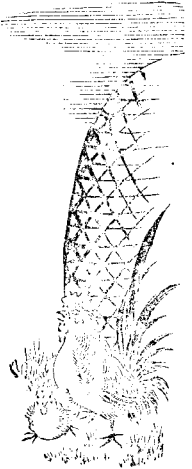
また各市町村に對しては昨年度は一般の方針として目標額を定めさせることはなかつたが、本年度は各道府縣は管下の各市町村に對してその貯蓄増加目標額と、その管内の組合貯蓄の増加目標額を定めさせて貰ふことにしたのである。會社、工場、鑛山等は各々その従業員に對する給料、賃金、手當、賞與等の支拂總額を標準として、給料賃金手當等については原則として般販産業方面は一割五分、平和産業は一割をもつて目標額とし、また賞與については原則として般販産業は二割五分、平和産業は二割を基準として目標額を定めて貰ふことにして各道府縣で着々準備を進めて貰つてゐる。

勿論これは各會社、工場、鑛山の全體としての目標であつて、各従業員の貯蓄率を如何にするかは、その會社、工場、鑛山において各人の貯蓄力に應じて定めるのである。

農林水産關係團體等は農林水産物の増上り、増産による増收を標準としてその一定割合に當

る金額等を以て目標額を定めてその達成を計つて貰ひたい。たとへば養蠶家は昨年は一貫毎に七圓を超える金額の三分の一、十圓を超える金額の二分の一を日安に貯蓄して貰ふやうになつてゐたが、今年さらさら以上貯蓄を實行して貰ひたいと思ふ。

また各貯蓄組合毎に能ふ限り高い目標額を定めるのは勿論、金融機關の團體は各々前年度より一層高い資金吸収の目標額を定めるとともに國債消化の目標額をも定めて極力その實現を期して貰ひたいのである。(未完)



集團勤勞作業に依る飼料増産

前號に於て生徒兒童の飼料増産運動について記して置いたが、現下の飼料供給困難を緩和す

00216

る為には單に學校等の空閑地利用に止らず、進んで一層の積極的な措置を必要とするので、市町村、郡市町村農會、郡畜産組合、縣下各種學校、縣郡市町村青年團、各種婦人會、畜牛改良組合、養鶏組合、その他官公衙、會社、工場等の適當なる團體でも、その農業報國精神に依る集團勤勞奉仕作業によつて空地の急速なる開發をなし、飼料の生産を行ふと共に集團勤勞の訓練をすることになつてゐる。

この施設を實施するには空地の臨時急速なる開發を必要とするので、其の使用の手續が比較的容易な國有地、縣有地、公有地、河川、學校敷地、土堤其の他の地を努めて利用しようとするものであつて、開發の面積は成るべく一反歩以上たることとしてゐるが、特に農事に關する小組合に於て經營するものはそれ以下でもよいのである。然してその利用地の名稱には「何々學校報國農場」「何々報國農場」等適當なる名稱を付ける。

この増産運動用として栽培する飼料作物は玉

蜀黍、稗、大豆、甘藷、大麥、燕麥等であるが、この施設による開發地栽培用玉蜀黍及び稗の種子は農業報國聯盟鳥取縣支部から無償配付し、尙助成費として山林原野の開墾・荒蕪地の開發に要する勞賃、開墾開發に要する農具、所要機械器具の購入及び借入費、開墾並に開發を行ふ爲に必要な指導督勵費として一反歩平均參拾六圓を交付する。この生産物の處理としては翌年度の種子を採取してその以外の生産物は賣行主體に於て、縣々協議の上適宜に處理して其の年度の經費又は翌年度の施設費に充當することになつてゐる。

斯のやうな計畫であるから若し既に各學校、青年團其の他に於て實習及び集團勤勞作業について既定の計畫のあるものは、事情の許す限り成るべくこの集團勤勞作業として實施し、且つ實施に當つては集團勤勞作業の教育的教旨の徹底を圖ることに努められたい。

× × ×

00217

### 農業關係勞務

#### 協定賃金に就て



賃金臨時措置令第十五條の規定に依り、鳥取縣農會、鳥取縣養蠶業組合、鳥取縣畜産聯合組合及び鳥取縣山林會より申請に係る縣下農業關係勞務者協定賃金は、四月四日に許可になつて同月九日附鳥取縣告示第一百三十三號を以て告示になつてゐるのであるが、この協定賃金の定めである地域内に雇傭主は、當該協定に加入してゐない者であつても、同種專業の爲に勞務者を雇傭する場合には、其の地方に定めてある協定賃金に従はねばならぬ旨、五月十日附を以て告示されてゐるから注意せられたい。

この協定賃金の適用區域は鳥取縣一圓で、事業の種類は農業・養蠶業・林業、賃金は其の事業別日當及び請負の最高賃金を規制したものである



#### 米に對する

##### 認識を改めやう

「お米を大切にしませう」と云ふことは、今更述べるまでもなく昨年以來全國的に叫ばれてゐることであつて、米で育てられた日本人は米の恩を忘れてはならないのである。

米に對する感謝の念は先ず女性の心の底から湧き上らねばならぬ。七分搗米とか半搗米其の他に依る節米運動は勿論必要であるが、何精神と云つても節米の根本は米に對する感謝感激のから出發しなければならぬ。

國民一人が一日に攝る米の分量はどれ位であるかと云へば、壯丁は六合を要すると云ひ、漁夫は八合を要すると云はれてゐる。併し此の半面には攝取量の少い子供や老人があり、農家の多くは雜穀や屑米を利用して居るから米の需要量は少からず減じ、又少數ではあるがパンや麵

00218

類を食べてゐる者もあるから、従つて一日分の米食量は大体二合三勺となつて、一ヶ年に一石二斗位の割合と見られてゐる。

次に最近五ヶ年の内地産米數量を見ると、昭和十年は五千七百萬石、十一年は六千七百萬石、十二年六千六百萬石、十三年六千五百萬石、十四年六千九百萬石であつて、平均して六千四百八十萬石となつてゐる。

然らば此の六千四百八十萬石で、七千三百萬人の内地人を賄ふにはどれだけ一日に興へたら宜いかと云ふと、二合四勺であるから結局九勺足らないことになる。

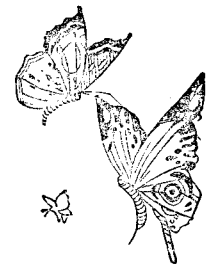
これは唯飯米だけの算定であるが、此の外に酒と菓子に費される米が五百萬石と云はれてゐるから、一人當り九勺の不足量が一年には二千三百九十六萬五百石となるので、全部集計すると九千三百七十六萬五百石となり、本年豫定生産數量七千百萬石收穫されるとしても、尚ほ二千二百七十六萬五百石不足する譯である。之を半搗米や酒造米制限で三百萬石が節約出

來るとしてもそれでもまだ一千九百七十六萬五百石の不足であつて、此の不足に對し今日まで切符制度とならず安んじて食べて行かれるのは本邦の飯米供給の構成が内地と臺灣と朝鮮とから成立つてゐるからである。

若し斯うした機構が+かつたならば、内地人の口を賄つて行くことは出來ないのである。此の意味からしても一粒の米と雖も粗末にしてはならないのであつて、我々は日常缺くことの出來ない此の主食物たる米に對し、感謝感激の精神を以て認識を改めなければならぬ譯である。

### 農村勞力の減少と

### 作業法式の合理化



事變發生以來農村の勞働力が著しく減退してゐることは本報に度々記してゐるのであるが、

00219

今日では最早三十パーセントを越へてゐるであらうと推算されてゐる。而も唯單に勞働力が減少したのみならず、勞働力の質が著しく退化して來たところに非常な問題がある譯である。

斯うした勞働力の減少、質の退化にも拘らず農業生産は更に從來の生産量を確保しなければならぬのみならず、より以上に擴充されなければならぬのであつて、此の相反する要求を充たし解決するものは、從來の作業法式を合理化して作業の能率を高めるより外に方法はないのである。

其の第一の方法は機械化作業であつて、耕耘ならば小型の自動耕耘機を以てやれば人力の十五乃至廿倍、畜力の三乃至五倍の作業が出來、稻麥の脱穀には自動脱穀機を使用すれば人力の五倍以上の作業が出來るし、更に又糶摺作業は糶摺撰別機に依ると人力の廿倍以上の作業が出來る。

次に機械化の出來ない田植に於ては片付法、從繩基準植法等がある。之は足の位置を定めて

置いて横に移動することなく後進して行くのであつて、一人の植幅は五尺を越へてはならない。詰り六株位を適當とするのであつて、斯うすると作業の能率を二割位高めることが出來る。

更に又從繩基準植法と云つて横に移動しながら植へる方法もあるが、之は一人の植幅は片手に持ち得る一握りの株數に依つて決定されるものであつて、各作業者が此の幅だけ受持てば全部の作業速度が揃ふので、全体の作業能率を著しく高めることが出來る。片手に持ち得る一握りの苗株數は通常三十乃至五十株である。

大体以上のやうな方法が行はれるのであるが之を具体的に合理化させる爲には、個々の農家が別々に實行したのでは其の効果を充分擧げ得ることは出來ない。

例へば耕耘とか脱穀の機械化にしても、一台で一作業期間に僅に十町歩の作業をなし得るのであるから、それを個々の農家で持つと云ふことは不經濟であるのみならず、機械の性能を充分に發揮せしめるに足る作業人員、作業面積が

00220

整はぬので、機械其のものが有能に活用され得ない。であるから、少くとも十戸位が共同してやることに依つて作業が最も能率的に進められるのである。

更に出植のやうな機械化され得ない作業に於ても植十人位を以て一組とし、略々それに等しいだけの苗取りの人員とそれから代掻二人、苗連搬二人位の人員を整へ、適材適所に配置して合理的な労働組織にすれば能率が上がるのであつて、個々の作業で幾ら能率が高められても全体としての作業能率は高め得られない。

要するに作業法式の合理化は共同組織の中に於てのみ實現され得るものであり、言ひ換へると共同組織それ自身が實は新たな作業法式なのであつて、斯くすることに依つて勞力の減少と作業法式の合理化が行はれ得るのである。

### 筒袖、モンペの合理化を圖れ



「今あるもので間に合せよ」之は時局下日本の合言葉である。資源愛護と消費節約のために一億一心喜び勇んで此の合言葉の生活化に邁進しなければならぬ。

背廣服は俸給生活者には一種の職服となつてゐるから己を得ないやうなもの、職業とは關係のない人までも我もくど着るやうになつた。百姓も魚屋も植木屋も、背廣の一着位持つてゐないと肩身が狭いと思ふのかも知れない。何も百姓や魚屋が背廣を着ては悪いと云ふのではない。

だが背廣服云ふものがそんなに良いものではなく、又生計から云つても、年に一冊の書物も買はないやうな階級の人々が、何を苦しんで數十圓を投じて背廣服を作りオーパーや革靴を買ふ

00221

必要があらうか。

併し時勢の變化で、此の頃は外出すれば自轉車や汽車やバス等に乗つたりする機會も多く、長い和服では不便であるから是非洋服が一着位欲しいと云ふのなら、今度制定された國民服を新調するのもよい。けれども今あるもので間に合せよと云ふ精神から云へば、其の前に今一つ考慮すべき必要があらう。

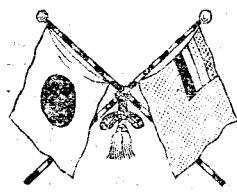
それは筒袖、モンペを作ることである。モンペには地方に依り名稱も型も種々であるが、どの型でも差支へない。此の服装なら體位向上のためにも、資源愛護のためにも、家庭經濟のためにも申分がない。

筒袖やモンペなんてそんな野暮な服装は眞平だと云ふ人があるかも知れない併し眞面目に日本人の服装文化の問題を考へる人であれば必ず判る筈である。現に東北地方では昔からモンペを穿いて來てゐるし、花嫁さへも友禪のモンペを穿いて嫁入りする程である。洋服を着ることが文化的で、モンペを穿くことが非文化的であ

ると云ふやうな幼稚な考へは打破せねばならぬさうして日本の生活様式を歐米の植民地化から救はねばならぬ。

婦人會員は、集會に出る時に唯白い刺繍着を付けるだけでなく、モンペを穿くことにしたら一々着物を着換へる面倒もなくなつてよからうし、筒袖やモンペの方が資源愛護ともなり、保健衛生にも良いことは明である。モンペを不恰好だと云ふのは着こなしが悪いのであつて、着こなしさへすれば逆も美しいものである。

兎に角我々は和服の良さを認識し、其の良さを活かすことを以て服装改良の眼目としたいものである。



### 本縣送出開拓民の

### 入植場所と其の狀況

位 置

本縣送出開拓民の昨年及び本年の兩年に亘つ

て入植する土地は、ハルピンの東北約六十里の地點で、經路は下關から船で釜山に着き汽車で安東、奉天、新京、ハルピンを経て緩神線の出昇驛で下車して、一里余の地點で北安省慶城縣依吉密開拓團と云ふ所であつて鳥取から六百六十里、汽車で二晝夜半、米子から飛行機で五時間である。

◆地勢土質

地勢は松花江の上流依吉密河に沿つて東西の長さ五里、南北の幅員二里で約二萬四千町歩の地區を有し、河沿ひの幅約一里程は低地で沼澤があり水田豫定地である。

依吉密河から南方一里余の地點に東西に走る極めて緩やかな丘があり、此の丘の北は平坦な野原で畑の豫定地であるが、原住滿人に依つて耕作されて來た既耕畑が二千町歩ある。團員は目下建設工作に日も足らぬ有様で、今直に此の畑を耕作することは不可能であるから、豫定數の開拓民が入植するまで原住滿人に其の儘小作させて居り、此の小作料六萬圓は門拓團の收入

となつてゐる。

住宅建設地は前記の丘陵で病院、學校を中心に丘陵一帯に南面して建てられる豫定で、今春から學校、病院、個人住宅等引續いて建築に着手し、學校は今秋から授業を開始する筈である。團本部も此處に建設する豫定であるが、本部の外に開拓民の共同福利を増進すべき煉瓦工場大豆搾油、醸造部等多分の利潤收益を生むべき施設も整備される。

依吉密河は水田經營上極めて重要であるばかりでなく建築用材の運輸にも利用され、殊に魚種の棲息が多く、河畔には北滿には得難いバラスが無盡藏にあるので、道路の整備、家屋の建設等に當つて之を利用すべき部面は甚だ多く、北滿隨一と稱される飲料水の豊富良質と共に、依吉密開拓團のみに與へられたる天の惠澤である。土地は非常に肥沃で、春風秋雨幾千年草木等の朽葉に依つて堆積された腐植土は深さ二尺五寸から三尺にも及び、栽培は總て無肥料で、内地に出來るものならば米麥を初め何でも良く出

來る。但し甘藷と葱頭だけが目下の所生産し難い作物である。

◆氣候其の他

氣候は一体に寒く一年の約半分が冬の生活と思へば間違ひはない。即ち九月の末頃から霜が降り、十一月には凍結して四月の末になつて解けるのであるが、一番寒い時は一月で零下三十度に及ぶこともある。之は一番寒い日の温度の最も下つた夜明け前の時刻であつて、内地のやうに日中を測定したものではない。

滿洲に於ける寒氣と結氷とは内地人に畏怖されてゐるが、農業經營の上に此の結氷の齎す効果は非常に大きく、之あるが爲に滿洲農業は無肥料で而も豊饒だと云はれてゐる。即ち地下二米に近い結氷が解けると、之が所謂耕耘作業に代る役目を果たし、又凡ゆる物費の搬入搬出が容易にもなるのであつて、結氷は必ずしも畏怖嫌惡すべきものではなく、滿洲在住者に取つては大きな天恵である。

五月ともなれば既に夏の氣候に近く、盛夏は

内地と同じく七、八月頃であるが、日中は百二十度内外にも上る日がある。併し空氣が乾燥してゐるのと所謂大陸風が常に吹いてゐるので内地よりも凌ぎ易い。殊に家の中は内地のやうに蒸せるやうな感じはなく極めて涼しく、冬はオンドルがあるからネル一枚でも過し得るのである。

病氣で注意を要するのはアミーバ赤痢と脚氣であるが、アミーバ赤痢は普通の赤痢のやうに恐ろしい病氣ではなく、下痢をやるだけであるから絶食すれば全快し、生命には別條ないが生水を飲まぬやう注意しなへすれば安全である。

◆交通と治安

未開の地でこれから總てを建設するのであるから文化の程度は至つて低い。道路もまだ整備して居らぬが、田昇驛から開拓團まで一里半の行程には近く立派な道路が出來る筈であり、住宅建設地たる丘陵の上をハルピンに向つて軍隊の警備道路が作られる豫定である。

警察署は十里隔つた慶城にあり、義勇軍の鐵驪訓練所は依吉密の北方十里の地點にある。開拓團の附近には王榮廟開拓團、瑞穂村間炮、南安拜等の開拓團がある外、依吉密の北方王榮廟開拓團との間に本年度中二開拓團と一義勇軍訓練所が設置されることになつてゐるから、依吉密開拓團は其の中心となる。殊に田昇驛と依吉密開拓團との間には目下都市計畫があり、同地方の發展は頗る期待されてゐる。

團には電話が架設してあつて用便も達せられるし、慶城と常に連絡を保つて治安に努めてゐる。殊に本年二月から軍隊が駐屯することになつたので、治安警備に對しては毫も不安はない。

### ◆ 開拓團員の生活概要

團員の種別は先遣隊、早期本隊、本隊と順を逐ふて入植するのであるが、人員に不足を生じ建設工作に支障を生じる場合は其の都度補充員を募集送出するも、此の中にあつて終始最も勞作を續けるものは先遣隊である。即ち建設最初か

ら本隊を迎へるまで長期に亘つて凡ゆる建設の苦難に堪へつゝ、而も本隊員と較べて何の恩恵も特典もないのであるが、併し此の試練に堪へてこそ大成するのである。

早期本隊員や本隊員で入植した者には、往々中途にして意志を翻し志望の挫折する者も見受けるのであるが、最初から勞苦を續けた先遣隊員に此の種の薄志弱行の徒を見ないのは此の間の消息を雄辯に物語るものである。

併しながら第八次第九次と云つても、本縣出身者の入植地は前述の如く依吉密開拓團であるから、第八次先遣隊の嘗めたやうな勞苦はないのであるが、併し今までは建設の準備時代であつて之からが愈々建設の實際に這入るのであるから、尙は數年間少くとも三、四年間の勞苦は忍ばねばならぬ。其の覺悟のない者は無資格者と云つて宜い。

團員は入植すると直に共同生活に這入るのである。依吉密開拓團は本縣の外に山口、島根の二縣からも入植してゐるが、之は少數で本縣

が絶對多數である。殊に第九次(本年)入植する者は本縣のみであるから宛然鳥取開拓團の觀がある。併し團員は出生地の如何を問はず眞に一家族の精神を以て自奮共勵し、現在百名の團員は肉身にも優る美はしい親睦和樂の裡に理想農村の建設工作にいそしんでゐる。

建設途上の仕事は團本部の事務、購買部事務、農耕、建築、測量、伐採、炊事、畜産、運輸、衛兵等に分けられ、分業的に各自の擔當業務に精進してゐる。食事は目下食堂に集つて會食してゐるが無論米飯である。

娛樂としてはレコード、ラヂオ、角力、擊劍、魚釣、碁、將棋、トランプ、カルタ、銃獵等であるが、魚釣並に銃獵は獲物の多いこと、大きいことと特に興趣が深い。(未完)



### 甘藷と馬鈴薯の

### 病虫害防除

農林省では甘藷黒班病、並に馬鈴薯疫病、馬鈴薯偽瓢虫の防除に助成金を交付して之が防除勵行を奨励することになつたので、本縣に於ても昨年の畜産部に甘藷黒班病が発生したのに鑑み本年は絶對に之を防止する爲各都市農會に右助成金を割當交付し、縣下全農家に左記防除法を徹底させて増産を圖らせることになつた。

尙ほ助成金は甘藷黒班病防除に對しては九百十二圓、馬鈴薯疫病、馬鈴薯偽瓢虫防除に對しては千七百七十圓である。

#### 防除法

- 一、甘藷黒班病防除法
- (イ) 苗床を検査し、發病株を認めたる際は之を掘取つて焼却し後を消毒すること。
- (ロ) 切取苗は病斑の有無を検査して病斑の存



するものは取除き焼却し、健全と認めたる苗は必ず左記の殺菌劑を以て消毒したる後販賣又は植付すること。  
消毒方法

ウズブルン五〇瓦を清水二斗二升に溶解し之に苗の根元を(全体の三分の一位)十五分時浸漬したる後引上げて風乾すること。  
(ハ) 苗床は過濕に陥らざるやうにして苗を強剛に仕立ること。

二、馬鈴薯疫病

葉の五、六枚生じた頃から十日間隔に二、三回六斗式石灰ボルドウ液又はクボイド(一封度を水一石に溶解)反當り六斗乃至八斗の割に撒布すること。

三、馬鈴薯偽瓢虫病

砒酸石灰液砒酸石灰二〇匁、大豆カゼイン五匁、水一斗反當り八斗の割に一回乃至二回撒布すること。

「註」石灰ボルドウ液に砒酸石灰を混用して撒布すれば馬鈴薯疫病、同じく偽瓢虫を同時に

防除することが出来る。



滿洲開拓農民第九次

早期本隊員募集

本縣を初め山口、鳥根の兩縣を加へて建設計畫中の昨昭和十四年度第八次依吉密開拓團(北安省慶城縣)は諸種の事情に依り主体たる本縣開拓農民の送出數が豫想に反し極めて僅少であつたため、開拓團建設計畫に齟齬を來したのであつた。

併しながら第九次(本年度)は豫ねて其の筋と衝折の結果第八次依吉密開拓團に合流することゝなつて居り従つて昭和十五年度は獨り本縣の

みにて之が所要人員を充足することゝなつて居る一面東伯、日野の兩郡は集合開拓團計畫中のため、此の二郡よりの募集は期待出来ない實情にあるので、今回は右二郡を除いた二市四郡より第九次依吉密(上大伊)開拓團員二百名、同早期本隊員五十名を募集することゝなつた。尙ほ締切は本月の末日までとなつてゐるので、各市町村當局は右の事情に鑑みて格別の配慮をせられたい。

文部省推薦映画

左記の映畫は國民文化の向上に資するものなりと認め、文部省の推薦映畫と決定せられて今回本縣に通知があつた。

劇映畫 曉に祈る 十三卷

松竹株式會社製作

(昭和十五年四月十八日選奨)

本映畫は愛馬思想の普及を目的として陸軍の積極的な援助の下に製作せられたものであつて、其の構想は簡潔であるが、主題の取扱方も巧みであり、殊に其の間に點綴せられる人物の素朴な美しい感情は、見る者に深い感動を與へるに足るものがあつて、此の種の啓發宣傳を目的とした映畫にあつては、最も成功し且つ優秀なものゝ一つとして推奨されたものである。



五月八日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百十五號掲載内容

- 一 花にたはむれる北京の姑娘
- 一 天皇陛下靖國神社臨時大祭行幸
- 一 二宮さんも代用品！備前の伊部焼が送り出す二宮尊徳の銅像ならぬ陶像
- 一 日獨交離學徒大會！山梨縣河口湖畔！
- 一 荒地に咲いたチューリップ！空地利用運動に凱歌あがる
- 一 なほも皇軍は進む
- 一 お晩でございませう！わつしも寄せて頂きます！東京府下淺川町荒井部落常會
- 一 さあサお入り「赤ちやん風呂」！湯鉢があがつて鏡湯に入れない氣の毒な幼児たちのために心やりも温い「赤ちやん風呂」が出来ました
- 一 海外通信
- 一 讀物ページ

○時局下の鐵道旅客輸送に就て ○春の科學！甘藷、馬鈴薯の増産と病害について(上) ○話題の國！暗雲低きスウェーデン ○文部省推薦映画「曉に祈る」 ○法の常識！人事調停法の話(下) ○次代國民の育て方(六)

週報第百八十六號掲載内容

新税法はどうなつてゐるか

五月十五日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

週報第百八十七號掲載内容

昭和十五年五月十七日印刷

昭和十五年五月十七日發行

派遣軍將兵に告ぐ  
武力作戦の重要性  
佛印ルートの爆撃  
近東の現状  
二千六百年史抄(十三)  
(支那派遣軍 總司令部)  
(陸軍省 情報部)  
(海軍省海軍軍事情報部)  
(外務省 情報部)  
(菊池 寛)

寫眞週報第百十六號掲載内容

表紙 某國兵器廠の一部  
大陸の動脈に走る日支の力！常洲鐵道工場に日支協力の實際をみる  
國立優生結婚相談所！こんど東京の三越百貨店に生れた國立優生結婚相談所寫眞訪問記、優生結婚とはどんな結婚の仕方であらうか  
海外通信！英國の各植民地軍の練動員と、獨逸の軍用飛行機製造工場  
大阪の國防館  
母子子は五月晴れ！東京！母子が五月の陽光の下に大はしやきの運動會

集印帳も國策で！「行き先き貯金」紹介

今日この頃の主婦の日記！戦時下物價高に悩む主婦はどんな生活態度で戦ひ抜くべきか

お魚も厚生運動！ドイツ！戦時食糧品確保のために研究をつける魚類衛生試験所

讀者のカメラ

○皇軍慰問の旅から 厚生大臣 吉田 茂

○甘藷馬鈴薯 ○増産と病害について(下) ○複雑なるトルコの地位 ○スフを見直し育てませう ○次代國民の育て方(七)

○海外小話 ○漫畫 ○寫眞週報問答

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣高部大正村大字古海  
鳥取 刑務支所